

議 長 日程第1「議案第48号松田町税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さんおはようございます。定例会3日目よろしくお願ひいたします。議案第48号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 議案第48号松田町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、扶養控除の対象となる扶養親族の要件が厳格化され、国外に居住している親族で30歳から69歳までの方については、留学生や障害者、また年間で38万円以上の送金を受けている場合を除き、扶養控除の対象から外れるとともに、個人町民税均等割の非課税の判定に用いる扶養親族からも除外されることとなりました。

恐れ入ります。議案の3枚目、参考資料1、新旧対照表をお開き願ひます。右が現行、左が改正案でございます。今回改正いたします第10条では、個人町民税均等割の非課税の判定方法について規定しております。左側、改正案を御覧ください。この個人町民税均等割の非課税の判定に用いる扶養親族について、「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」という文言を追加いたします。扶養親族ではあるけれども、控除対象の扶養親族には含まれない16歳未満の方と、控除対象の扶養親族に限定することにより、国外に居住している親族で30歳から69歳までの方は、留学生などを除き、個人町民税均等割の非課税の判定に用いる扶養親族からも除外されることとなります。

恐れ入ります。1枚お戻りいただきまして、改正条例本文をお開き願ひます。中段あたりの附則でございます。第1項、施行期日につきましては、令和6年1月1日から施行するものでございます。第2項、経過措置といたしまして、

令和6年度課税分より適用することと、それ以前の取扱いについて定めております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なしとのお声です。質疑なしと認めます。討論に…質疑はありませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第48号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。